

兵庫県公報

令和8年2月27日 金曜日 第697号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区営換地計画認可申請に係る決定及び換地計画書の縦覧（農地整備課）	2
○ 保安林の指定の解除（治山課）	2
○ 道路の占用を制限する区域の指定（道路保全課）	2
○ 道路の占用を制限する区域の指定の解除（同）	3
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 平成23年兵庫県告示第805号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	6
○ 平成23年兵庫県告示第346号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	6
○ 平成20年兵庫県告示第235号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	6
○ 平成20年兵庫県告示第1251号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	6
○ 平成21年兵庫県告示第52号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	7
○ 平成18年兵庫県告示第1021号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	7
○ 平成23年兵庫県告示第349号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	7
○ 平成23年兵庫県告示第228号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	7
○ 土砂災害警戒区域の指定の解除（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 平成30年兵庫県告示第350号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	10
○ 平成30年兵庫県告示第88号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 平成30年兵庫県告示第352号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 平成29年兵庫県告示第193号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 平成31年兵庫県告示第365号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 令和3年兵庫県告示第184号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 令和3年兵庫県告示第384号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	12
○ 平成30年兵庫県告示第938号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	12
○ 平成29年兵庫県告示第789号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	12
○ 令和2年兵庫県告示第419号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	12
○ 平成30年兵庫県告示第628号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	12
○ 令和2年兵庫県告示第420号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	13
○ 令和3年兵庫県告示第392号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	13
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 道路の位置指定（丹波県民局）	15

公 告

- 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告（税務課）…………… 15
- 農地を利用する権利の設定の裁定申請（総合農政課）…………… 16
- 同 上（同）…………… 17
- 都市計画の図書の写しの縦覧（都市計画課）…………… 17
- 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）…………… 18

病院局公告

- 落札者等の公示 …………… 18

告 示

兵庫県告示第126号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、次の土地改良区に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区 の 名 称	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
東田土地改良区	東田地区	令和8年2月27日から 同 年3月19日まで	三木市役所



兵庫県告示第127号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 解除に係る保安林の所在場所
兵庫県加古川市志方町野尻字大將ヶ峯808の78、808の82、808の96、808の105、808の106、字間ノ山809の46から809の53まで、809の65から809の72まで、字間世坂810の107から810の117まで、810の124から810の128まで、810の130、810の134、810の160、810の161、810の190から810の195まで
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
指定理由の消滅



兵庫県告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和8年2月27日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域
別表に掲げる道路について、道路法第18条第1項の規定により定めた道路の区域
- 2 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設による

ものを除く。)。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の区域外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

- 3 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 4 占用の制限の開始の日
令和8年4月1日
- 5 図面縦覧場所
但馬県民局豊岡土木事務所

別表

道路の種類 路線名	占用を制限する区域	備考
県道 但馬空港線	豊岡市上佐野地先から同市戸牧地先まで	
県道 豊岡出石インター線	豊岡市戸牧地先から同市戸牧地先まで	



兵庫県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域の指定を解除することとしたので、次のとおり公示する。

その関係図面は、令和8年2月27日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 道路の種類、路線名及び占用の制限を解除する区域
別表に掲げる道路について、道路法第18条第1項の規定により定めた道路の区域
- 2 制限を解除する占有物件
新たに地上に設ける電柱
- 3 占用の制限を解除する理由
緊急輸送道路の指定が解除されたため。
- 4 占用の制限の解除の期日
令和8年3月31日
- 5 図面縦覧場所
東播磨県民局加古川土木事務所

別表

道路の種類 路線名	占用の制限を解除する区域	備考
県道 加古川小野線	加古川市八幡町上西条地先から同市八幡町上西条地先まで	
県道 神戸加古川姫路線	加古川市八幡町上西条地先から同市上荘町都染地先まで	
県道 厄神停車場線	加古川市上荘町国包地先から同市上荘町国包地先まで	
県道 上荘別府線	加古川市上荘町都染地先から同市八幡町中西条地先まで	



兵庫県告示第130号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
篠原伯母野山IV (101020144)	神戸市灘区篠原伯母野山町2丁目（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、この図面を兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第131号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
住吉(3) (114010095)	西脇市住吉町（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、この図面を兵庫県土木部砂防課、北播磨県民局加東土木事務所、多可事業所及び西脇市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第132号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柏尾(4) (134010112)	神崎郡神河町柏尾（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
福本 (134010113)	神崎郡神河町福本（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図2までは省略し、これらの図面を兵庫県土木部砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所、福崎事業所及び神河町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第133号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の

規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日見谷(2) (128030149)	宍粟市波賀町日見谷(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1は省略し、この図面を兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局龍野土木事務所、宍粟事業所、宍粟市役所及び波賀市民局に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第134号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
光都(5) (138000230)	赤穂郡上郡町光都(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
光都(6) (138000231)	赤穂郡上郡町光都(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
光都(7) (138000232)	赤穂郡上郡町光都(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
光都(8) (138000233)	赤穂郡上郡町光都(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
光都(9) (138000234)	赤穂郡上郡町光都(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
光都(10) (138000235)	赤穂郡上郡町光都(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図6までは省略し、これらの図面を兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第135号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
細工所(1)Ⅱ (122010377)	丹波篠山市細工所(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
藤坂(3)Ⅱ (122010378)	丹波篠山市藤坂(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
藤坂(4)Ⅱ (122010379)	丹波篠山市藤坂(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
大藤(1)Ⅱ (122010380)	丹波篠山市大藤(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図4までは省略し、これらの図面を兵庫県土木部砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第136号

平成23年兵庫県告示第805号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

桃山台Ⅱ(101060137)の項中別図109を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第137号

平成23年兵庫県告示第346号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

野間川右支溪第一Ⅰ(214010081)の項中別図174を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、北播磨県民局加東土木事務所、多可事業所及び西脇市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第138号

平成20年兵庫県告示第235号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

大和(32)Ⅱ(131030117)の項中別図117を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、北播磨県民局加東土木事務所、多可事業所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第139号

平成20年兵庫県告示第1251号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

本山田(1)Ⅱ(102010109)の項中別図109を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置

いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第140号

平成21年兵庫県告示第52号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

那波南本町Ⅲ（109000193）の項中別図192を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第141号

平成18年兵庫県告示第1021号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

下篠見(3)Ⅱ（122010020）の項中別図20を次の図面のとおり改める。

上篠見(1)Ⅲ（122010027）の項中別図27を次の図面のとおり改める。

山田Ⅲ（122010033）の項中別図33を次の図面のとおり改める。

中(1)Ⅰ（122010044）の項中別図76を次の図面のとおり改める。

奥山Ⅰ（122010060）の項中別図92を次の図面のとおり改める。

中Ⅲ（122010095）の項中別図127を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第142号

平成23年兵庫県告示第349号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

和田Ⅰ（122010277）の項中別図23を次の図面のとおり改める。

瀬利(2)Ⅱ（122010309）の項中別図55を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第143号

平成23年兵庫県告示第228号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

うずしお台(2)Ⅲ（125040117）の項中別図117を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第144号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、平成21年兵庫県告示第15号（土砂災害警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
藤江Ⅱ (104000018)	明石市藤江（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊



兵庫県告示第145号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、平成23年兵庫県告示第348号（土砂災害警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
法光寺Ⅱ (116020041)	三木市吉川町法光寺（別図183のとおり）	急傾斜地の崩壊
吉安上Ⅲ (116020050)	三木市吉川町吉安（別図192のとおり）	急傾斜地の崩壊



兵庫県告示第146号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
桃山台Ⅱ (101060137)	神戸市垂水区桃山台2丁目 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

（別図1は省略し、この図面を兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第147号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
住吉(3) (114010095)	西脇市住吉町(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

(別図1は省略し、この図面を兵庫県土木部砂防課、北播磨県民局加東土木事務所、多可事業所及び西脇市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第148号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
柏尾(4) (134010112)	神崎郡神河町柏尾(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
福本 (134010113)	神崎郡神河町福本(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

(別図1から別図2までは省略し、これらの図面を兵庫県土木部砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所、福崎事業所及び神河町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第149号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
日見谷(2) (128030149)	宍粟市波賀町日見谷(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

(別図1は省略し、この図面を兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局龍野土木事務所、宍粟事業所、宍粟市役所及び波賀市民局に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第150号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
光都(5) (138000230)	赤穂郡上郡町光都(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
光都(6) (138000231)	赤穂郡上郡町光都(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
光都(7) (138000232)	赤穂郡上郡町光都(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
光都(8) (138000233)	赤穂郡上郡町光都(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
光都(9) (138000234)	赤穂郡上郡町光都(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
光都(10) (138000235)	赤穂郡上郡町光都(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり

(別図1から別図6までは省略し、これらの図面を兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第151号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
細工所(1)Ⅱ (122010377)	丹波篠山市細工所(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
藤坂(3)Ⅱ (122010378)	丹波篠山市藤坂(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
藤坂(4)Ⅱ (122010379)	丹波篠山市藤坂(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
大藤(1)Ⅱ (122010380)	丹波篠山市大藤(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり

(別図1から別図4までは省略し、これらの図面を兵庫県土木部砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第152号

平成30年兵庫県告示第350号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名塩(1) I (105000124)の項中別図2を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第153号

平成30年兵庫県告示第88号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

野間川右支溪第一 I (214010081)の項中別図32を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、北播磨県民局加東土木事務所、多可事業所及び西脇市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第154号

平成30年兵庫県告示第352号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

大和(32) II (131030117)の項中別図23を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、北播磨県民局加東土木事務所、多可事業所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第155号

平成29年兵庫県告示第193号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

中須賀院 I (102040032)の項中別図17を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第156号

平成31年兵庫県告示第365号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

上溝(1) I (102010036)の項中別図12を次の図面のとおり改める。

本山田(1) II (102010109)の項中別図31を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第157号

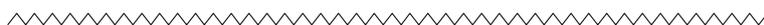
令和3年兵庫県告示第184号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

妻鹿(2) I (102010390)の項中別図13を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第158号

令和3年兵庫県告示第384号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

岡町(1)Ⅰ（102010264）の項中別図83を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第159号

平成30年兵庫県告示第938号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

奥野(2)Ⅱ（110010101）の項中別図6を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第160号

平成29年兵庫県告示第789号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

栄町Ⅰ（126020105）の項中別図1を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第161号

令和2年兵庫県告示第419号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

山田(1)Ⅰ（126040101）の項中別図80を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第162号

平成30年兵庫県告示第628号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

下篠見(3)Ⅱ（122010020）の項中別図20を次の図面のとおり改める。

上篠見(1)Ⅲ（122010027）の項中別図27を次の図面のとおり改める。

山田Ⅲ（122010033）の項中別図33を次の図面のとおり改める。

中(1)Ⅰ（122010044）の項中別図43を次の図面のとおり改める。

奥山Ⅰ（122010060）の項中別図59を次の図面のとおり改める。

中Ⅲ（122010095）の項中別図94を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第163号

令和2年兵庫県告示第420号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

和田 I（122010277）の項中別図97を次の図面のとおり改める。

瀬利(2) II（122010309）の項中別図125次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第164号

令和3年兵庫県告示第392号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

小木場 I（125020011）の項中別図8を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第165号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第703号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
雲雀丘山手(2) I (115000096)	宝塚市雲雀丘山手二丁目（別図25のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり



兵庫県告示第166号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成29年兵庫県告示第192号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
奥荒田下谷 I (231020063)	多可郡多可町加美区奥荒田（別図74のとおり）	土石流	別図74のとおり



兵庫県告示第167号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和2年兵庫県告示第600号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
一ノ谷川 I (202050017)	姫路市安富町皆河（別図109のとおり）	土石流	別図109のとおり



兵庫県告示第168号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第624号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
山崎 I (236000017)	神崎郡福崎町山崎（別図27のとおり）	土石流	別図27のとおり



兵庫県告示第169号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和2年兵庫県告示第236号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
樫谷川 I (210060076)	豊岡市但東町佐々木（別図79のとおり）	土石流	別図79のとおり



兵庫県告示第170号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成28年兵庫県告示第676号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
駅前川 I (223010054)	養父市八鹿町八鹿 (別図56のとおり)	土石流	別図56のとおり



兵庫県告示第171号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年兵庫県告示第371号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
栃原口 I (226010037)	朝来市生野町口銀谷 (別図78のとおり)	土石流	別図78のとおり



兵庫県告示第172号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

指 定 番 号	指定年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第R07丹波位置 0003号	8. 2. 5	丹波市柏原町南多田字ウス井ノ坪468 番1の一部	6.00	32.42

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証及び免税証は、紛失の日から無効とする。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局、 県民センター	紛失年月
農業	A306994	令和8年3月31日	加西市	北播磨県民局	令和7年12月

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販 売業者の所在及び名称	交付県民局、 県民センター	紛失 年月
100 リットル 券	農業	H06 5015838	令和8年 3月31日	1	加西市西野々町91-4 内藤石油店	北播磨県民局	令和7年 12月



農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
丹波篠山市野中宇八丹ノ坪857番	田	1,196
丹波篠山市野中宇八丹ノ坪859番	田	3,050
丹波篠山市小多田字東32番	田	3,049

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実に認められる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年8月1日	5年	124,817円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年3月13日

(2) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県農林水産部総合農政課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項



農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
三木市口吉川町大島字御所704番	田	1,149
三木市口吉川町大島字御所715番1	田	1,241
三木市口吉川町大島字御所724番1	田	1,181
三木市口吉川町大島字御所726番1	田	1,184
三木市口吉川町大島字御所727番1	田	1,097
三木市口吉川町大島字御所812番	田	1,021
三木市口吉川町大島字御所1464番4	田	996

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年8月1日	5年	208,508円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年3月13日

(2) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県農林水産部総合農政課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項



都市計画の図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都

市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称	
神戸市	神戸国際港都建設計画生産緑地地区	山田55生産緑地地区ほか14地区	
神戸市	神戸国際港都建設計画区域区分		
神戸市	神戸国際港都建設計画用途地域		
神戸市	神戸国際港都建設計画特別用途地区		すまい・まちなみ形成地区
神戸市	神戸国際港都建設計画高度地区		
神戸市	神戸国際港都建設計画防火地域及び準防火地域		金鳥山・十文字山特別緑地保全地区ほか1地区
神戸市	神戸国際港都建設計画特別緑地保全地区		
神戸市	神戸国際港都建設計画防砂の施設	六甲山系高橋川流域防砂の施設ほか2施設	
神戸市	神戸国際港都建設計画下水道		
神戸市	神戸国際港都建設計画生産緑地地区	山田57生産緑地地区	
相生市	西播都市計画用途地域		



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町南野添一丁目156番、157番、158番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市東神吉町神吉883番地の2
有限会社エステートフルヤ 代表取締役 古屋智浩
- 3 許可年月日及び許可番号
令和7年7月9日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-11号（7播磨）

病院局公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年2月27日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立がんセンター院長 富永正寛

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立がんセンター遠隔操作型内視鏡下手術支援システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する県立病院の名称及び所在地
兵庫県立がんセンター 明石市北王子町13番70号
- 3 落札者を決定した日
令和8年2月12日
- 4 落札の相手方の名称及び住所
インテュイティブサージカル合同会社 東京都港区赤坂1-12-32アーク森ビル

- 5 落札金額
87,560,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和8年1月26日